

受付	個人質問	第 号
	令和 年 月 日	時 分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和3年5月31日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 ささせ順子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>重層的支援体制と個人情報の扱いについて</p> <p>4月より市長直轄で地域共生推進課が設置され、重層的支援体制の主要部局が誕生した。しかし、市長直轄であっても制度や分野ごとの縦割りや課を越えて支援を行っていくことは容易ではない。特に、個人の生活に深く切り込み関与する程、「個人情報」の取り扱いを適切に運用することが求められる。市民の複雑な相談を市役所や社会福祉協議会の公的サービスにつなげる際に、個人情報の壁によって支援する側が思うように進めなくなるケースが見受けられる。支援における市役所内の個人情報の運用と保護について伺う。</p> <p>(1) 地区社協ごとに担当職員を配置した。それぞれの地域課題や支援ニーズは見えてきたか。</p> <p>(2) 複合的な課題を解決するには部局間の協力が必要となるが、個人情報の開示は支援する担当課に限られるのか。</p> <p>(3) 市民に伴走型支援などの協力を求める時、個人情報は守られるのか。</p>	
2	<p>新しい働き方「労働者協同組合法」について</p> <p>令和2年12月、協同労働を規定する新しい法律「労働</p>	

	<p>者協同組合法」が制定され、公布後2年以内に施行される。</p> <p>この法律は、3人以上の発起人が組合員となって出資し、非営利の労働者協同組合を設立することで、労働者派遣事業を除くあらゆる事業を手掛けることができる。企業に雇われるのではなく、一人ひとりが平等な1票の権利を持ちながら仲間と支え合い働く「相互扶助組織」として、市民の仕事おこしを通じた持続可能な地域づくりや自発的な就労機会の創出が期待されている。</p> <p>長期化するコロナ禍の影響で雇用環境が大きく変化する中、新しい働き方となるこの制度について市の見解を伺う。</p> <p>(1) 労働者協同組合による市民活動にはどのような可能性があるか。</p> <p>(2) 労働者協同組合による新しい働き方を市民に周知する考えはあるか。</p>	
3	<p>子どもの視力を守るために</p> <p>文部科学省が令和元年に実施した学校保健統計調査では、「裸眼視力が1.0未満」の児童生徒の割合が小学生で34.6%、中学生で57.5%となり、過去最多を更新した。視力の低下は心身に様々な影響や悪循環をもたらす「万病の元」とされているため、学校におけるICT化やタブレットの使用でさらに悪化することがないよう、児童生徒が自ら目の健康に関心がもてる環境整備を求め質問する。</p> <p>(1) 裸眼視力1.0未満の小中学生の割合はどうか。</p> <p>(2) 文部科学省による視力保護に向けた指導はどうか。</p> <p>(3) 視力保護の必要性を市はどのように考えているか。</p>	